

東名厚木病院開放病床運営要綱

1996 年 4 月 1 日 制 定

2019 年 4 月 1 日 改 定

2024 年 4 月 1 日 最終改訂

(目的)

第 1 条 本要綱は、東名厚木病院内に開放病床を設置し、病床を利用する登録医師と相互の医学研鑽を行い、包括的で一貫性のある医療を提供することを目的とする。

(開放病床)

第 2 条 開放病床は、5 床設置する。開放病床とは、登録医が自ら届出入院させた患者に対して、診療及び指導を病院医師と共同して行うことのできる病床をいう。

(登録医)

第 3 条 開放病床を利用しようとする医師は、「開放病床登録医届出書」(様式開病 1) にて登録をするものとする。

(診療)

第 4 条 開放病床登録医(以下登録医と略す)の関与の仕方は次のとおりとする。

院内副担当医として必要な都度、病院の医師(院内担当医)と共同で診察を行う。診療上の責任はなく、病院職員への指示権限は診療に限り病院医師の了解のもとに行うものとする。

第 5 条 登録医が、開放病床に於いて入院後も診療に当たることは、その旨、患者に事前に了承を得て頂く。同様に、共同指導料算定についても、事前に了解を得て頂くものとする。「開放病床ご利用の患者様へ 開放病床型共同指導料について」(様式開病 5)を使用する。

第 6 条 登録医は、東名厚木病院の診療録に、診察の都度、診療・指導内容を記載する。

「開放型病院共同指導票」(様式開病 5)に記入し、貼付する。

診療録は東名厚木病院と開放病床登録医の間で公開制とする。

第 7 条 入院手続きは、地域連携室(Tel 046-229-3553 直通)に電話で空床状況を確認し、「診療情報提供書」(様式開病 4)を Fax(FaxNo.046-229-1779)で送付するものとする。

地域連携室が不在の場合は、病院代表番号(Tel 046-229-1771)に連絡する。

第 8 条 保険請求および患者への一部負担金の徴収は、各医療機関において行う。

第 9 条 患者に使用する医薬品・診療材料等は、東名厚木病院に於いて採用されている物品を使用し、その他調剤・検査・給食業務等は、病院の慣例によるものとする。

第 10 条 開放病床に於ける医療事故は、東名厚木病院が加入する医師賠償責任保険にて処理するものとする。

(運営委員会)

第 11 条 開放病床を効率的且つ円滑に運営するために、東名厚木病院地域連携推進委員会を設置し、上記に記載されていない事項が発生した場合は、双方誠意をもって協議の上対処する。